

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	心身障害者福祉事業
分科会	7	障害福祉分科会	調整項目	4	知的障害者居宅生活支援事業

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

現況			調整方針	備考																				
記載事項	中条町	黒川村																						
知的障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）	知的障害者の家庭などにホームヘルパーを派遣して、適切な家事、介護などの日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、知的障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする  【決定者と支払予定額】 1名：10,710円	同左  【決定者：なし】	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	財源 国 2 / 4 県 1 / 4 町村 1 / 4																				
知的障害者デイサービス事業	18歳以上の知的障害者またはその介護を行う者を対象に、入浴、食事の提供、手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等の必要な便宜を提供する  【決定者：なし】	同左																						
知的障害者短期入所事業（ショートステイ）	介護者の疾病その他の理由により、居宅で介護を受けることが一時的に困難となった18歳以上の知的障害者を知的障害者更生施設、知的障害者授産施設および身体障害者更生施設、身体障害者療護施設などに短期間入所させ、必要な保護を行う。  【決定者：なし】	同左																						
知的障害者地域生活援助事業（知的障害者グループホーム）	地域の中にある知的障害者グループホームでの生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助などを行なうことにより、自立生活を助長することを目的とする。 利用者の障害程度に応じた2区分により単価が設定されている。  【決定者：なし】	同左  【決定者数と3月利用分までの支払予定額】 かたくり：(1名) 795,840円																						
関係法令等	知的障害者福祉法 知的障害者福祉法施行細則	同左	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>796</td> <td>796</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>807</td> <td>807</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町	11	11	0	黒川村	796	796	0	計	807	807	0
財政への影響額		単位：千円																						
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																					
中条町	11	11	0																					
黒川村	796	796	0																					
計	807	807	0																					
備考 平成15年度当初予算ベース																								